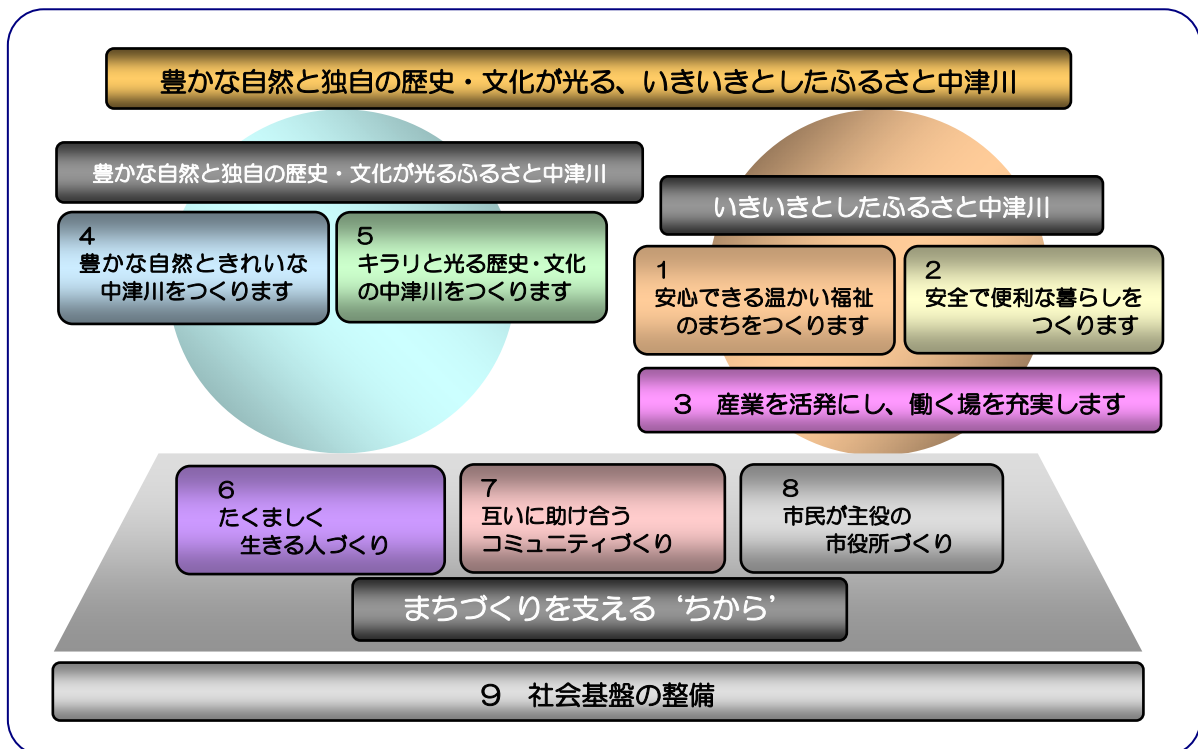


Ⅱ 事業推進計画の基本的な考え方

Ⅱ-1 事業推進計画策定の趣旨

- この事業推進計画は、「新中津川市総合計画」基本構想で定めるまちづくりの目標、『豊かな自然と独自の歴史・文化が光る、いきいきとしたふるさと中津川』を実現するため、9つの柱立てに沿ってそれぞれの施策(小分類)の取り組み方針及び主要な事業を施策の体系ごとに具体化し、将来都市像の実現へ向けて取り組むものです。

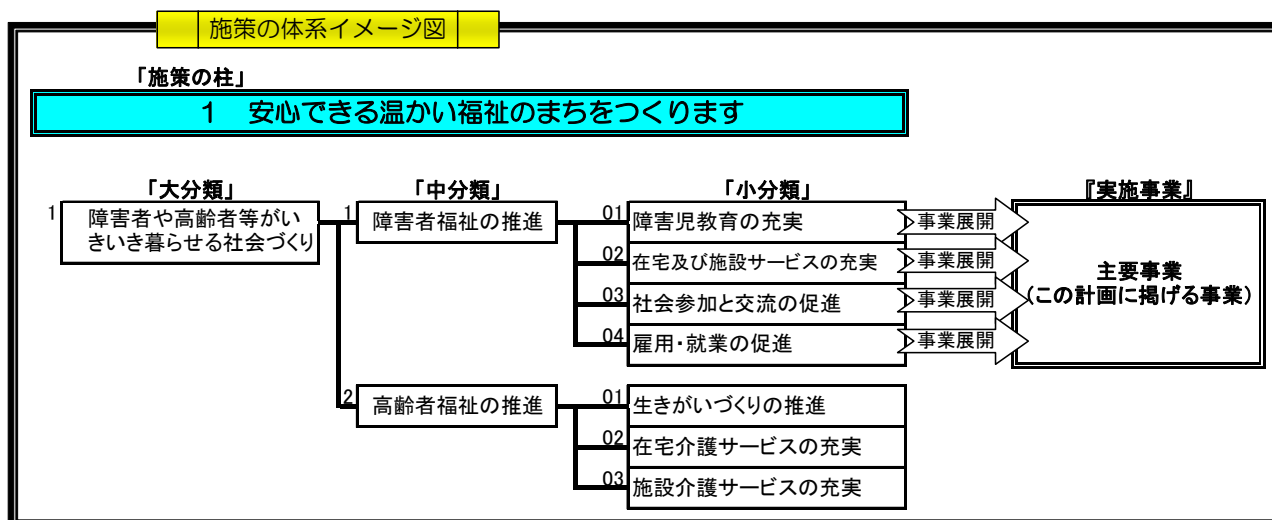


Ⅱ-2 計画の期間

- 新総合計画の計画期間は、平成17年度から平成26年度までの10か年です。そのうち、平成17年度から平成19年度を前期、平成20年度から平成23年度を中期、平成24年度から平成26年度を後期とする三期に区分しています。
- 今回の事業推進計画は、**中期の平成20年度～平成23年度の4年間に実施又は着手する事業**を中心に示しています。

II-3 事業の構成

- この計画では、基本構想に掲げる施策の体系(施策の柱-大分類-中分類)に沿って、施策(小分類)の取り組み方針、それに基づく実施事業を記載しています。
- 取り組み方針は、基本構想に示された施策ごとの基本的な取り組み方針を表しています。また、その方針を**具体化し目指すべき施策指標の平成18年度末現状値と平成23年度末目標値を記載**しています。これにより施策ごとの進捗管理を図っていきます。
- 主要事業は、施策の目的を実現するため、計画期間内に実施する事業を記載しています。



II-4 登載事業

- 事業推進計画に登載される事業は、**施設の建設・整備に係る経費(いわゆるハード事業)**及び市の**政策により積極的に推進するソフト事業**を対象としています。
- 人件費や借金の返済などの義務的な経費、法令などの制度により細目まで事業の内容が決定されるもの、行政運営において常に発生する経常的な事業、及び維持管理経費などについては対象外としています。
- ただし、施設の維持管理において、大規模な修繕、改修を伴う事業は対象としています。
- これまでに開催した**市政懇談会、女性懇談会**などでいただいた、**市民の皆様からの意見を分析、検討し事業展開が図れるものは具体的な事業として、下記のとおり展開**しています。

市民の声(要望)に基づく事業展開

分類	件数	主な要望内容	主な事業展開
地域交通	44	コミュニティバス、路線バス、鉄道、駅前広場など	コミュニティバス運行事業 駅前広場バリアフリー化事業
情報通信	12	情報通信ネットワーク整備など	情報通信ネットワーク事業
地域振興	16	Uターン住宅計画、宅地分譲など	Uターン者用住宅整備事業
福祉・医療	39	市民病院、坂下病院、予防接種、健診、共同作業所など	地域活動支援センター増設事業 医師確保対策事業
生活安全	43	交通安全、通学路、外灯、AED設置など	安全安心まちづくり事業 AED設置事業

防災	47	防災行政無線、市民安全情報ネットワーク、資機材整備、避難場所など	防災無線整備検討事業 防災対策支援システム整備事業
産業振興	56	商工業、観光、農業、畜産など	中心市街地活性化推進事業 地産地消推進事業
市民サービス	27	市有マイクロバスの利用、施設利用料金・利用時間、公共施設の駐車場など	阿木コミュニティセンター駐車場整備事業 苗木コミュニティセンター整備事業
環境	22	資源回収・分別など	資源回収事業 廃プラスチック類リサイクル調査研究事業
教育・文教施設	46	小・中学校、高校、幼稚園、保育園、施設の改修、耐震化など	学校大規模改修補強整備事業 公立保育園大規模改修事業
子育て支援	13	児童館、学童保育など	放課後児童健全育成事業 子育て支援対策事業
生涯学習・スポーツ振興	29	公民館講座、スポーツ施設整備など	坂下総合体育館整備事業
上下水道	10	上水道整備、下水道整備など	水道未普及地域解消事業 公共下水道事業
道路・河川	113	道路、側溝、河川整備など	中津川有料道路の早期無料化 幹線市道整備・生活市道整備
その他	23	上記に当てはまらないもの、苦情など	通常の経常的事業で対応していきます。
計	540		

II-5 計画の進捗管理と柔軟な見直し

(1) 事業計画の推進

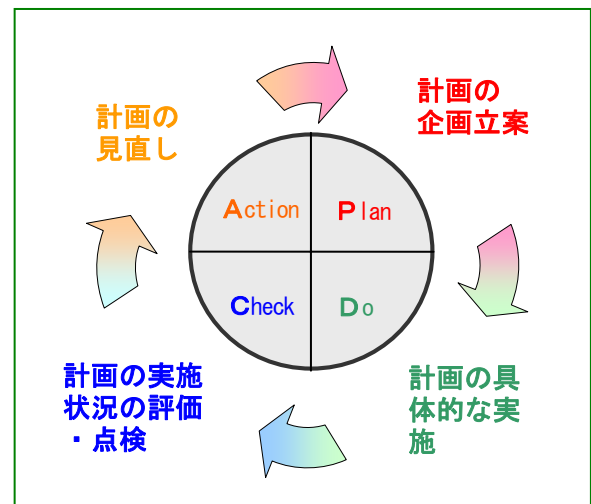
- 各事業を推進するにあたっては、(仮称)学校適正化計画、道路整備基本計画、公共施設整備計画等々の**各種整備計画など具体的に作成し、計画的かつ効率的に事業を進めます。**
- ハード事業の整備については、施設整備そのものが目的にならないよう、施設そのものの必要性、既存施設の利活用、適正な規模、利用目的など施設のあり方を十分に踏まえて、**施設の効果的な利活用に必要なソフト事業と併せてハード整備を進めます。**

(2) 事業計画の推進管理

- 進捗管理の手法としては、進捗管理の代表的な国際的手法である「**PDCAサイクル※**」により**管理**します。
- このうち、評価・点検の手法として、施策ごとにその効果を計る具体的な指標を、現状値(平成18年度末)と計画の到達点(本計画では、4年後の平成23年度末)の**目標値を設定し管理していきます。**

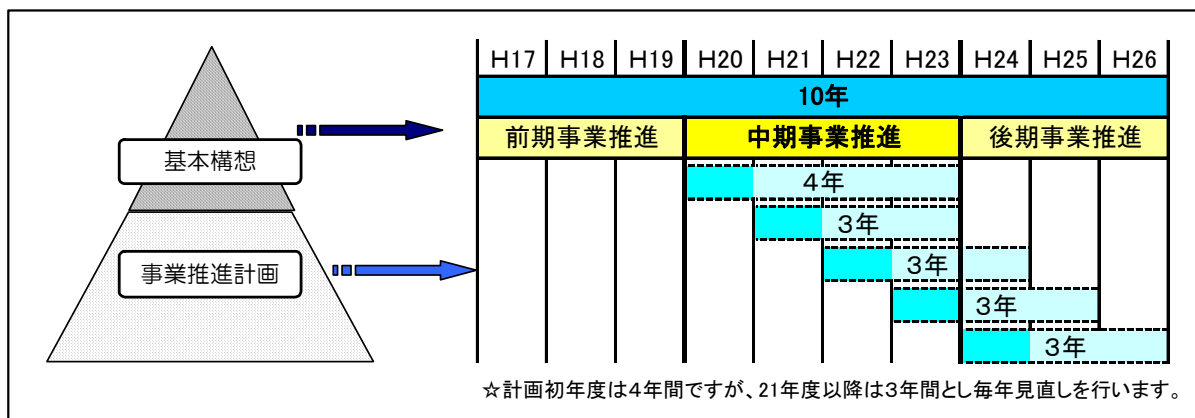
※【PDCAサイクルとは?】

「PDCAサイクル」とは、「P」=「計画の企画立案」、D=「計画の具体的な実施」、「C」=「計画の実施状況の評価・点検」、「A」=「計画の見直し」を指します。



(3) 事業計画の柔軟な見直し

- ・ この計画は、前述の「PDCAサイクル」により進捗管理を計ります。**初年度は4年間の計画**として策定していますが、**平成21年度以降は3年間で単位として毎年見直しを実施します。**(下図参照)
- ・ 事業推進計画は、常に事業の必要性や効果を評価しながら、**その都度新しい市民要望や社会ニーズなどの必要性と実現可能性を踏まえて柔軟な見直しを実施します。**
- ・ 施設や道路などの体系ごとの各整備計画などの策定、見直し時には、その個別計画を総合的に判断した上で、**事業の追加、変更を柔軟に行います。**
- ・ 文化・スポーツや自然環境といった地域の多様性は尊重しつつも、常に**行政サービスレベルの評価を実施**し、教育や福祉といった全市統一的なサービスが必要なものについては、高いレベルの地域はそれを維持し、低いレベルの地域はそれを高めるように事業の見直しを実施します。



(4) 結果の公表

- ・ 事業推進計画に掲げた各事業の実施状況及び施策の重点目標として掲げた成果目標の達成状況については、毎年集約します。その**集約結果は市広報紙やホームページなどで公表し、市民の皆様からご意見を頂き**(「PDCA サイクル」の「C=チェック」の部分)、今後の**柔軟な計画の見直し**(「PDCA サイクル」の「A=アクション」の部分)に活かしていきます。